

磯子区制 100 周年記念名称の 使用にあたって(お願い)



このたびは、「磯子区制 100 周年記念」の名称使用届をご提出いただきありがとうございます。
磯子区制 100 周年記念の名称をご使用いただくにあたり、以下の内容をご確認ください。

1 届出後の流れ

届出内容が要綱の要件に適合しない場合は、**届出の日から概ね 10 日以内**に
「磯子区制 100 周年記念名称使用**不受理通知書**」をお送りします。

**届出の日から概ね 10 日を経過しても不受理通知書が届かない場合は、
届出が受理されたものとして、記念名称をご使用いただけます。
(受理通知書の送付はありません。)**



2 事業終了後のお願い

事業終了後、実施状況が分かる写真を電子メールでお送りください。

【写真データの送付先】

メールアドレス：is-matsuri@city.yokohama.lg.jp

あて先：磯子区制 100 周年記念事業実行委員会 記念名称担当

件名：記録写真（磯子区制 100 周年記念事業）について

3 のぼり旗の貸出しについて（希望者のみ）

貸出窓口：地域振興課（区役所 6 階 6 1 番窓口）

9:00～16:30（土日・祝日・12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。）

※受取りの際は、事前に来庁日時をご連絡ください。電話：045-750-2392

※届出書に記載した貸出希望期間の最終日まで、ご返却ください。

【のぼり旗掲出時に、ご注意くださいこと】

- ・転倒防止措置を講じて、通行の妨げにならない場所に設置してください。
- ・強風時や悪天候時は速やかに撤去してください。
- ・次の行為は禁止します。
のぼり旗への書込み、加工、改造、第三者への転貸し（又貸し）

4 磯子区制 100 周年記念ロゴマークのデータはこちらから

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/shokai/isogo100th/100th_logo.html



【磯子区制 100 周年記念事業実行委員会（事務局）】

〒235-0016 横浜市磯子区磯子 3-5-1

磯子区役所 地域振興課 地域活動係

電話：045-750-2392

メールアドレス：is-matsuri@city.yokohama.lg.jp